

資料4-1

認定こども園の需給調整に係る特例措置に基づく「計画に定める数」

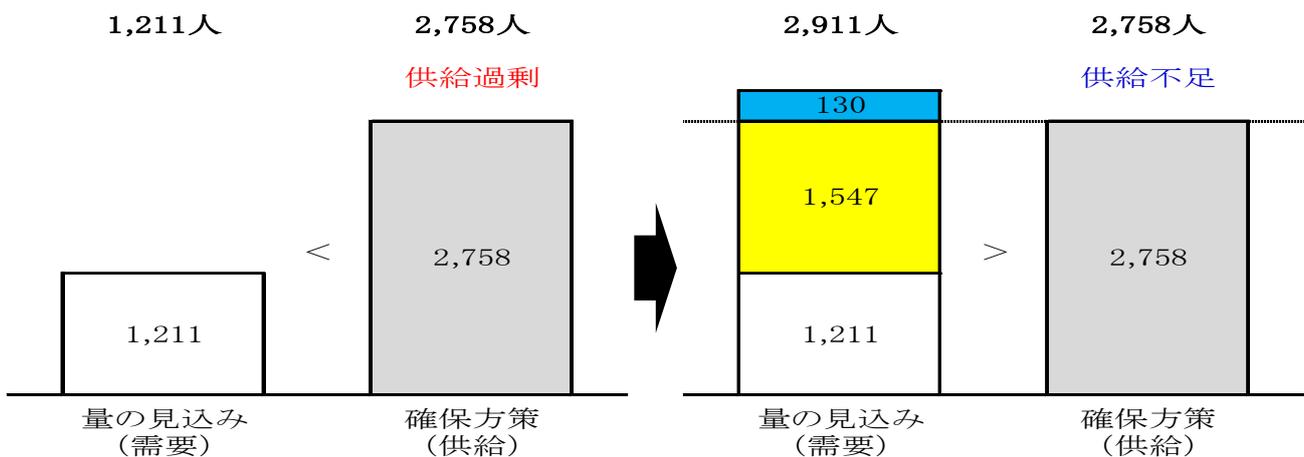
区域名	計画に定める数			区域名	計画に定める数		
	1号	2号	3号		1号	2号	3号
松江市	1,700	400	300	川本町	30	0	0
浜田市	200	200	150	美郷町	30	0	0
出雲市	1,350	50	500	邑南町	30	0	0
益田市	150	200	100	津和野町	30	0	0
大田市	150	100	100	吉賀町	30	0	0
安来市	450	50	50	海士町	30	0	0
江津市	50	100	50	西ノ島町	30	0	0
雲南市	300	250	150	知夫村	30	0	0
奥出雲町	30	0	0	隠岐の島町	30	0	0
飯南町	30	0	0				

「計画に定める数」の算出の考え方

「計画に定める数」の算出基礎（資料4-2）をもとに、以下のケースについては補正

- 町村の保育所が保育所型又は幼保連携型に移行する可能性を考慮して、最小限の数（30に設定）を計上
- 町村には幼稚園がなく、幼稚園型又は幼保連携型への移行が想定されないため、2、3号の数は不要（0）とする
- 計算上ゼロ（0）になるが、幼稚園型又は幼保連携型に移行する可能性を考慮して、最小限の数（50に設定）を計上

〔参考〕計画に定める数の説明（松江市・1号の例）



- ① 需要＝供給とするための数
- ② 認可申請が見込まれる数

計画に定める数

①＋②＝1,677≧**1,700** (50単位に切り上げ※)
 ※少なくとも「供給－需要」を上回る数にするため